

香川県さぬき市

市区町村コード

3 7 2 0 6 4

令和8年度

市民税  
市県民税  
森林環境税

# 特別徴収関係書類

さぬき市税務課

市県民税特別徴収係

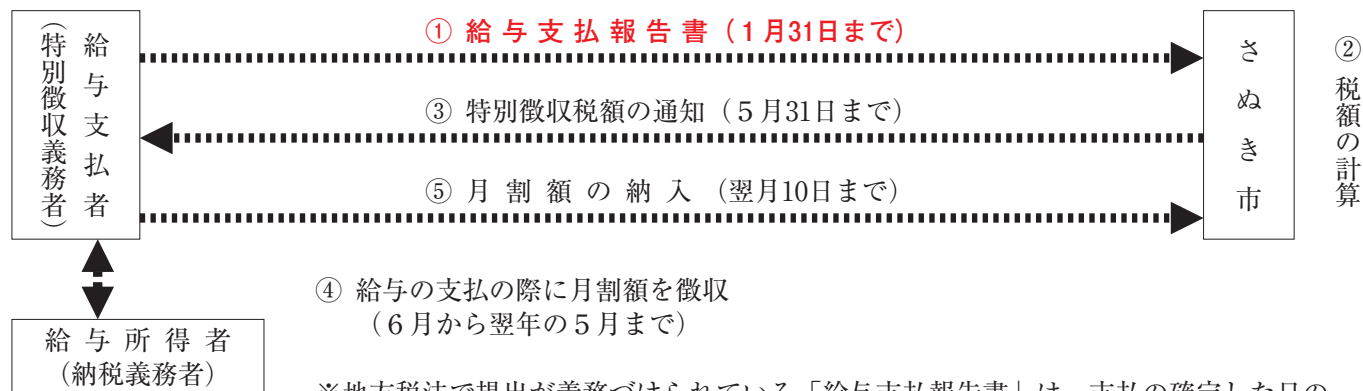
〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

電話 (087) 894-1118

# — 目 次 —

①	市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とその取扱いについて	1
②	令和8年度市民税・県民税・森林環境税の算出方法について	5
③	退職所得に対する市民税・県民税の事務取扱いについて	9
④	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の払込金融機関	10
	納入書の書き方	10
	給与所得者異動届出書の書き方	10
⑤	納入書の記入例	11
⑥	給与所得者異動届出書の記入例①（転勤の場合）	12
	〃                    記入例②（退職・一括徴収する場合）	13
	〃                    記入例③（退職・一括徴収しない場合）	14
	給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載要領	15
※	各種用紙・様式	
	給与所得者異動届出書の用紙5枚	
	ゆうちょ銀行・郵便局を利用される納税義務者に	16
	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	17
	特別徴収切替届出（依頼）書	18
	納入書15枚（令和8年6月分～令和9年5月分と予備2枚）	別綴

## 特別徴収のしくみ



※地方税法で提出が義務づけられている「給与支払報告書」は、支払の確定した日の属する年の翌年**1月31日まで**に市に提出する必要があります。

# ① 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とその取扱いについて

日頃は、本市の税務事務につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の市民税・県民税・森林環境税特別徴収の税額通知書を別添のとおり送付しますので、次の事項を御参照の上、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

## 1 特別徴収とは

給与支払者が、納税義務者である給与所得者に代わって、所得税の源泉徴収と同時に毎月給与から市民税・県民税・森林環境税を徴収（年税額を6月から翌年の5月までの12回に分割して徴収します。）し、納入していただく制度です。

特別徴収制度には、次の2種類があります。

- ① 給与支払者が給与の支払を行う際に、市役所から送付した税額通知書により差し引いて納入していただくもの
- ② 退職手当等の支払者が退職手当等を支払う際に、退職所得に係る所得割額を差し引いて納入していただくもの

## 2 特別徴収義務者とは

特別徴収制度により、個人（給与所得者）の市民税・県民税・森林環境税の徴収を行い、納入する義務のある給与支払者です。

## 3 市民税・県民税・森林環境税を特別徴収される者

前年中に給与の支払を受け、引き続き6月1日現在にも給与の支払を受けている給与所得者です。

## 4 特別徴収税額通知書の取扱いについて

- ① 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）  
特別徴収義務者のための個人別明細書ですから、事務担当者が保管してください。
- ② 市民税・県民税・森林環境税特別徴収の通知書（納税義務者用）  
納税者への通知書ですから、個人別にミシン線に添って切り離し、**5月31日までに本人にお渡しください。（納税者以外の方は、開封しないで下さい。）**なお、退職等により交付できない場合は、「給与所得者異動届出書」に添えて速やかに御返送ください。

## 5 特別徴収月割額の徴収方法

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に基づいて、6月から翌年5月までの12か月間にわたり、各月の給与を支払うときに徴収してください。なお、月割額の6月分と7月分以降とは同額でない場合が多いので、7月分の徴収に当たっては、月割額を再確認してください。

## 6 特別徴収税額の納入期限

徴収した月割額は、その月分を翌月の10日までに別綴じの納入書によって指定する金融機関へ納入することになっています。ただし、翌月の10日が土曜日・日曜日・休日に当たるときは、その翌日までに納入してください。また、四国4県外のゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、16頁の「指定通知書」をそのゆうちょ銀行・郵便局に提出の上、納入してください。（納入場所は、10頁を御覧ください。）

## 7 納入書の書き方について

- (1) 納入書（別綴じ）は、必ずその月分のものを使用してください。
- (2) もし、書き損じたときは、末尾に添付した納入書（予備2枚）を使用してください。この場合は、何年何月分及び納入期限の欄に、必ず所要事項を記入してください。
- (3) 数字は、アラビア数字で記入してください。
- (4) 納入書の書き方・訂正については、10～11頁を御覧ください。

## 8 給与所得以外の所得の合算課税

納税者に給与所得以外の所得がある場合は、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっています。なお、納税者が通知書の特別徴収税額の給与所得以外の所得に係る税額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合は、速やかにその旨をお知らせください。

## 9 特別徴収税額が変更された場合

特別徴収税額は、課税更正・退職等により年の途中で変更になる場合があります。この場合には、「特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用)」を送付しますので変更後の月割額に注意して徴収・納付してください。(月割額は、月によって異なる場合があります。)なお、「特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)」は、本人へ交付してください。

## 10 納税者が退職又は転勤された場合

納税者が異動(退職・死亡・転勤・長期欠勤等)により給与の支払を受けなくなったときは、「**給与所得者異動届出書**」を作成し、**翌月10日**までに提出してください。異動届出書の提出を忘れますと退職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となり、督促状の発送等で御迷惑をお掛けすることがあります。(記入例は、12～14頁を御覧ください。)

## 11 異動者に対する特別徴収の継続について

特別徴収を指定した後、転勤その他の理由で勤務先が変更したときでも、届出により特別徴収を継続することができます。(記入例 12頁)

また、普通徴収の納税者が年度の途中で就職された場合でも、<sup>※</sup>未納額があるときは特別徴収へ切り替えることができます。(18頁)  
※ 普通徴収の納期限が過ぎているものは、特別徴収への変更はできません。

## 12 退職者等の未徴収税額の取扱いについて

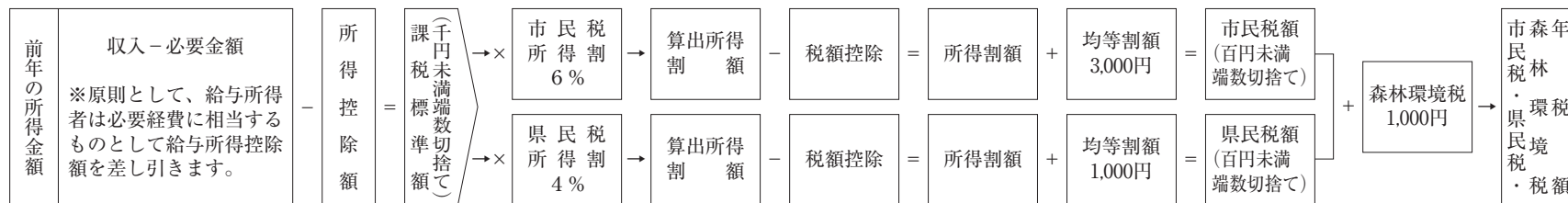
(1) 退職等により未徴収税額があるときは、次のとおり事業所で一括徴収してください。(記入例 13頁)

- ① **令和8年6月1日から12月31日までの間に退職等の事由が発生した場合は、本人の了解を得て未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収してください。**
  - ② **令和9年1月1日から4月30日までの間に退職等の事由が発生した場合は、本人の了解を必要とせず未徴収税額を給与又は退職手当等から一括徴収してください。**
  - ③ 一括徴収した税額は、徴収した月の翌月に毎月納入する特別徴収月割額に合算して納入してください。
  - ④ 給与所得者異動届出書に一括徴収税額の納入月その他必要事項を記入し、速やかに提出してください。
- (2) 一括徴収ができないときは、次によってください。(記入例 14頁)
- 給与所得者異動届出書の「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に「3」と記入し、その他の必要事項を記入の上、速やかに提出してください。未徴収税額を普通徴収に切り替え、市役所から納税者に通知します。
- (3) 納税者が令和9年1月2日以降に出国する場合、給与支払者は未納税額の一括徴収と納税管理人の選任などに御協力ください。

### 13 特別徴収税額を納期限までに納入しなかった場合

- (1) 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、計算した延滞金の金額が1,000円未満の場合は、その全額を切り捨て、1,000円以上の場合は、100円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 納期限までに税金を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。督促手数料は、督促状1通につき100円です。
- (3) 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

## ② 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の算出方法について



(注) 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

### 1 給与所得金額

所得税の「令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって計算した金額

### 2 所得控除

- (1) 雑損控除……………〔実質損失額－総所得金額等の合計額×10%〕と〔災害関連支出の金額－5万円〕のいずれか多い方の金額
- (2) 医療費控除……………●前年中に医療費を支払った場合  
医療費－保険等により補てんされた金額－(総所得金額×5%又は10万円のいずれか低い額) 限度額：200万円  
●スイッチOTC薬控除(セルフメディケーション税制)適用の場合  
(その年に支払ったスイッチOTC薬の総額－保険金等で補てんされる金額)－1万2千円 限度額：8万8千円
- (3) 社会保険料控除……………支払った額
- (4) 小規模企業共済掛金控除……………支払った額(第1種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金)
- (5) 生命保険料控除……………一般の生命保険料と個人年金保険料と介護保険料とは別々に

支払保険料が	控除額
新契約の場合	
① 12,000円以下の場合……………	その金額
② 12,000円を超え32,000円以下の場合……………	支払保険料×1/2+6,000円
③ 32,000円を超え56,000円以下の場合……………	支払保険料×1/4+14,000円
④ 56,000円を超える場合……………	一律 28,000円
旧契約の場合	
① 15,000円以下の場合……………	その金額
② 15,000円を超え40,000円以下の場合……………	支払保険料×1/2+7,500円
③ 40,000円を超え70,000円以下の場合……………	支払保険料×1/4+17,500円
④ 70,000円を超える場合……………	一律 35,000円

\*一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(最高70,000円)

\*一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(最高28,000円)

- (6) 地震保険料控除……………地震保険料の支払保険料が
- ① 50,000円以下の場合……………支払保険料×1/2
  - ② 50,000円を超える場合……………一律 25,000円
- 旧長期損害保険契約の支払保険料が
- ① 5,000円以下の場合……………その金額
  - ② 5,000円を超え15,000円以下の場合……………支払保険料×1/2+2,500円
  - ③ 15,000円を超える場合……………一律 10,000円
- 地震保険と旧長期損害保険の両方があるときは、これらの合計額（最高25,000円）

- 控除額
- (7) 障害者控除……………① 障害者……………260,000円
- ② 特別障害者である場合……………300,000円
  - ③ 同居特別障害者である場合……………530,000円
- (注) 年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用がないときにおいても、適用されます。
- (8) 寡婦控除……………260,000円
- (9) ひとり親控除……………300,000円
- (10) 勤労学生控除……………260,000円

(11) 配偶者控除・配偶者特別控除…

	納税者本人の所得金額	90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

- 控除額
- (12) 扶養控除……………① 扶養親族1人について……………330,000円
- ② 特定扶養親族（19歳以上23歳未満）1人について……………450,000円
  - ③ 老人扶養親族（70歳以上）1人について……………380,000円
  - ④ 同居老親等扶養親族1人について……………450,000円

(13) 特定親族特別控除……………  
※令和8年度より

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

(14) 基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円

### 3 所得割の税率

市民税	6%
県民税	4%

### 4 税額控除（調整控除）

- (1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のうちいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）  
 (2) 合計課税所得金額が200万円を超える場合 次の①の金額から（②の金額-200万円）を控除した金額（5万円を下回る場合は、5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）

- ① 所得税との人的控除額（基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額等の控除額）の差額の合計額  
 ② 合計課税所得金額

### 5 税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### 6 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額）の100分の5に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度））に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）  
 ② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

区分	市民税	県民税
住宅借入金等特別税額控除額	3/5	2/5

## 7 税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区 分	市 民 税	県 民 税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

## 8 税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次の①から④までの寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合は、当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合は、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、①の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額を更に加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上 195万円以下の場合	84.895 %
195万円を超え 330万円以下の場合	79.79 %
330万円を超え 695万円以下の場合	69.58 %
695万円を超え 900万円以下の場合	66.517 %
900万円を超え 1,800万円以下の場合	56.307 %
1,800万円を超え 4,000万円以下の場合	49.16 %
4,000万円を超える場合	44.055 %
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90 %
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

## 9 均等割の税率

市 民 税……………3,000円  
 県 民 税……………1,000円  
 森林環境税……………1,000円

### ③ 退職所得に対する市民税・県民税の事務取扱いについて

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区別して退職手当等の支払者が退職手当等の額に応じ税額を算出し、支払金額からその税額を差し引いて、退職者の退職した年の1月1日現在における住所地の市町村に納入します。(分離課税に係る所得割)

#### 1 納入期限

退職手当等を支払う際に差し引いた税額は、翌月の10日までに納入してください。

#### 2 納入書及び納入申告書の記入について

特別徴収税額納入書の「退職所得分」に記入してください。裏面の納入申告書の必要事項も、必ず記入してください。(11頁参照)

#### 3 退職所得控除額

退職手当等の収入金額から控除する退職所得控除額は、所得税の場合と同じ控除額です。

#### 4 税額の計算

退職所得に対する市民税・県民税の税額の計算は、次の算式によります。

$$\text{退職所得金額} = (\text{退職手当等支払額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(千円未満切捨て)

$$\text{市民税額} = \text{退職所得金額} \times 6\%$$

(百円未満切捨て)

$$\text{県民税額} = \text{退職所得金額} \times 4\%$$

(百円未満切捨て)

#### 5 事務取扱いの手引

退職所得に対する市民税・県民税の計算や申告については、さぬき市役所税務課に「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」がありますので御活用ください。

## ④ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の払込金融機関

- ◎ さぬき市指定金融機関  
百十四銀行
- さぬき市収納代理金融機関  
中国銀行、香川銀行、高松信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫、香川県農業協同組合、西日本信用漁業協同組合連合会
- 四国4県内のゆうちょ銀行・郵便局及び四国4県外の特別徴収指定ゆうちょ銀行・郵便局  
四国4県外のゆうちょ銀行・郵便局を初めて利用される時は、別綴りの納入書に併せて16頁の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ御提出下さい。

### 納入書の書き方（11頁参照）

- ◎ 記入すべき欄については、次の事項を御参考の上、所要事項を明確に記入してください。
  - 1 納入金額が納入書等に記載された納入金額(1)と同額の場合は、何も記入せず、そのまま納入してください。
  - 2 納入金額が納入書等に記載された納入金額(1)と異なる場合は、納入金額(1)を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に変更後の金額を記入して（合計欄も記入）納入してください。税額の変更、退職、転勤などの場合や退職所得点を合わせて納入する場合があります。なお、金額を誤記した場合には、用紙を改めて書き直してください。
  - 3 退職所得に係る徴収金があるときは、裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。
  - 4 延滞金及び督促手数料の欄には、納入期限を経過して納入する場合に課せられる延滞金額等を記入してください。

### 給与所得者異動届出書の書き方（12～14頁参照）

- 1 指定番号の記入  
「給与所得者異動届出書」を提出する際には、必ず特別徴収義務者指定番号を記入してください。  
なお、特別徴収に関する照会に際しても、指定番号を御連絡ください。
- 2 1月1日現在の住所地に変更がある場合  
令和8年1月1日現在の納税者の住所地に変更がある場合（給与支払報告書の提出先誤り）は、異動の事由に「7」と記入し、括弧内に「住所誤報」と記入の上、速やかに提出してください。
- 3 給与支払報告書提出後に退職・転勤があった場合  
令和9年1月に給与支払報告書（令和8年分）を提出した後に異動があった場合は、令和9年4月15日までに提出してください。

## 5 納入書の記入例

◎納入書、領収済通知書、領収証書の全てに所要事項を記入してください。

(注) 消えるペンは使用しないでください。

**給与分欄**……………特別徴収税額の月割額の納入金額を記入してください。

(注) 一括徴収税額は、月割額と合計してこの欄に記入してください。

香川県さぬき市 個人市民税  
個人県民税 特別徴収 領収証書<sup>㉔</sup>  
森林環境税

市区町村コード	口座番号	加入者名
3:7:2:0:6:4	01620-1-960796	香川県さぬき市会計管理者
指定番号	納入金額(1) 円	
7000001	37,000 <del>±2,300</del>	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
		2 5 0 0 0
退職所得分		1 2 0 0 0
延滞金		
納期限 年月日	督促手数料	
(2)	合計額	3 7 0 0 0

特別徴収義務者	領収日付印
住所又は所在地	様
氏名又は名称	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

香川県さぬき市 個人市民税  
個人県民税 特別徴収 納入書<sup>㉔</sup>  
森林環境税

市区町村コード	口座番号	加入者名
3:7:2:0:6:4	01620-1-960796	香川県さぬき市会計管理者
指定番号	納入金額(1) 円	
7000001	37,000 <del>±2,300</del>	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
		2 5 0 0 0
退職所得分		1 2 0 0 0
延滞金		
納期限 年月日	督促手数料	
(2)	合計額	3 7 0 0 0

特別徴収義務者	領収日付印
住所又は所在地	様
氏名又は名称	

上記のとおり領収します。(金融機関又は郵便局保管)

香川県さぬき市 個人市民税  
個人県民税 特別徴収 領収済通知書<sup>㉔</sup>  
森林環境税

市区町村コード	口座番号	加入者名
3:7:2:0:6:4	01620-1-960796	香川県さぬき市会計管理者
12	年 月 日	指定番号
12	年 月 日	納入金額(1) 円
		37,000 <del>±2,300</del>
372064	給与分(一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
		2 5 0 0 0
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	1 2 0 0 0
	延滞金	
納期限 年月日	督促手数料	
(2)	合計額	3 7 0 0 0

取りまとめ局(2)	特別徴収義務者
徳島貯金事務センター (〒770-8794)	住所又は所在地
OCRナビラング	領収日付印
	氏名又は名称
	様

上記のとおり通知します。(受付先→百十四郡庁支店(取りまとめ局)→香川県さぬき市(香川県さぬき市保管))

(裏面)

退職所得に係る分離課税分の納入金額があるときに記入してください。

市民税 納入申告書	
香川県さぬき市長 殿	
○年○月○日 提出	
○年○月分 人員	退職者氏名 ○○○○
退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 4 5 4 0 0 0 0
特別徴収税額	市民税 7 2 0 0 県民税 4 8 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者)	(受付印)
住所〒	
又は	
所在地	
氏名	
又は	
名称	
法人番号又は個人番号	2 2 : 2 : 2 : 2 2 : 2 : 2 : 2 2 : 2 : 2 : 2 2

※特別徴収義務者が個人事業主の場合  
金融機関等提出時には納入書の面(表面)のみを記載し、納入申告書(裏面)に個人番号を記載しないでください。納入申告書は、郵送等により別途さぬき市に提出してください。

**退職所得分欄**……………退職所得に係る分離課税分の納入金額があるときに記入してください。

また、領収済通知書の裏面の市民税・県民税納入申告書も、お忘れなく御記入ください。

記載例①（転勤の場合）

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		① 現年度		2. 新年度		3. 両年度								
さぬき市長 殿  令和〇年12月20日提出		〔 特別徴収 給与支払者 〕  〔 義務者 特別徴収 〕	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇						特別徴収義務者 指定番号	7012345					
			フリガナ	マルマル						宛名番号	1					
			氏名又は名称	〇〇株式会社						担 連 絡 先	所 属	給与係				
			個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給 与 所 得 者	フリガナ	カガワ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	氏名		香川 花子				
	生年月日		〇年 〇月 〇日													
	個人番号		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2													
	受給者番号		1 2 3 4 5													
	1月1日現在の住所		さぬき市〇〇〇〇番地〇													
	異動後の住所		120,000 円													
		6 月から		1 月から		〇 年		2		1. 退職 2. 転任 3. 死亡 4. 専任 5. 専任 6. 専任 7. 専任 職・長 少・不 併・解 の 職 勤 欠 亡 期 散 他 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
		12 月まで		5 月まで		12 月		右から 番号を 記入								
		20 日														
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 <u>10,000</u> 円を						
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	7123456		新規	法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3						1 月分（翌月10日納入期限分）から				
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇						担当者 連絡先	所 属	人事係		徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	フリガナ	マルマル						氏 名	源内 松子		受給者番号	67890				
	氏名又は名称	株式会社 〇〇 商事						電 話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線（456）		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、						
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日	月 日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円		<input type="checkbox"/> 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。					
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄						
理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため															

記載例②（退職・一括徴収する場合）

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	① 現年度	2. 新年度	3. 両年度							
さぬき市長 殿  令和〇年12月20日提出		〔 特別徴収 義務者 〕 給与支払者	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇							特別徴収義務者 指定番号	7012345								
			フリガナ	マルマル							宛名番号	1								
			氏名又は名称	〇〇株式会社							担 連 絡 先	所 属 氏 名	給与係 讃岐 太郎							
			個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	電 話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線（123）		
										←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										
給 与 所 得 者	フリガナ	カガワ ハナコ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	氏名	香川 花子			1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
	生年月日	〇年 〇月 〇日																		
	個人番号	2	2	2							2	2	2	2		2	2	2	2	2
	受給者番号	12345																		
	1月1日 現在の住所	さぬき市〇〇〇〇番地〇																		
	異動後の 住所	120,000 円									6 月 か ら  12 月 ま で	1 月 か ら  5 月 ま で	〇 年  12 月  20 日	1		1. 退職 2. 転任 3. 死亡 4. 専ら 5. 合併 6. 少額 7. 退職 事由・理由	2	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。										
新 しい 勤 務 先  (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規							法人番号				受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要					
	所在地	〒							担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名										
	フリガナ								電 話	内線（ ）										
	氏名又は名称																			
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。										
理 由	1	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため					徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)			12 月 分 (翌月10日納入期限分)で 納入します。									
	右から 番号を 記入	2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					12月20日	50,000 円												
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄										
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																		
		2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																		
		3. 死亡による退職であるため																		

記載例③（退職・一括徴収しない場合）

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	① 現年度	2. 新年度	3. 両年度					
さぬき市長 殿  令和〇年12月20日提出		〔 特別徴収 義務者 〕 給与支払者	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇							特別徴収義務者 指定番号	7012345						
			フリガナ	マルマル							宛名番号	1						
			氏名又は名称	〇〇株式会社							担 連 絡 先	所属	給与係					
			個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	氏名	讃岐 太郎
										電話			〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線（123）					
給 与 所 得 者	フリガナ	カガワ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	氏名	香川 花子							
	生年月日	〇年 〇月 〇日																
	個人番号	2	2							2	2	2	2	2	2	2	2	2
	受給者番号	12345																
	1月1日 現在の住所	さぬき市〇〇〇〇番地〇																
	異動後の 住所																	
				120,000 円	6 月 か ら  12 月 ま で	1 月 か ら  5 月 ま で	〇 年  12 月  20 日	1  1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 右から 番号を 記入  (事由・理由)	3  1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)									
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
新 しい 勤 務 先  (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	(新規) _____							法人番号									
	所在地	〒 _____							担 当 者 連 絡 先	所属								
	フリガナ									氏名								
	氏名又は名称									電話	内線 ( )							
										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要							
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。								
理 由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため					徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)									
		2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					月 日		円									
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄								
理 由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため																
		2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																
		3. 死亡による退職であるため																

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
  - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
  - (2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和9年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
  - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

ゆうちょ銀行・郵便局を利用  
される特別徴収義務者に

(お願い)

所在地が四国4県外の特別徴収義務者  
で納入金の納入にゆうちょ銀行・郵便局  
を利用される場合は、右端の「指定通知  
書」に利用される最寄りのゆうちょ銀行  
・郵便局名及び年月日を記入して、第1  
回の納入書と一緒にそのゆうちょ銀行・  
郵便局へ提出いただくとともに、「ゆう  
ちょ銀行・郵便局指定通知書の提出につ  
いて」を本市宛てにお送りください。

取扱店(局)指定通知書提出先(控え)
店 郵便局

(納入者保管)

年 月 日

さぬき市長 殿

特別徴収義務者  
所在地

名 称

指定番号

ゆうちょ銀行・郵便局指定  
通知書の提出について

次のゆうちょ銀行・郵便局を市県民税  
特別徴収税額の納入取扱店(局)として指  
定通知を提出しましたので、通知します。

所在地	
名 称	店 郵便局

(さぬき市保管)

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の  
規定に基づいて本市の市県民税の特別徴収  
に係る納入金の取扱店(局)に指定しました  
から通知します。

- 1 口座番号 01620-1-960796
- 2 加入者の名称 香川県さぬき市会計管理者
- 3 取りまとめ店(局) 徳島貯金事務センター

年 月 日

香川県さぬき市長



店 長  
郵便局長殿

(ゆうちょ銀行・郵便局保管)

## 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

年 月 日	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地	〒 -	特別徴収義務者 指 定 番 号		
さぬき市長殿		名 称		この届出 に 応 答 さ れ る 方	係	
		代表者の 職 氏 名			氏名	
		法人番号			電話	

事 項	変 更 前	変 更 後
所 在 地	〒 -	〒 -
フリガナ		
名 称		
電 話		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 由 <small>(番号を○で囲んでください。)</small>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>1. 本店移転登記</span> <span>2. 送付先変更 <small>(本店移転登記はしないが、特別 徴収事務取扱先の所在地が変更)</small></span> <span>3. 社名変更</span> <span>4. 合併・営業譲渡 <small>(※4及び5については、備考 欄にも記入してください。)</small></span> <span>5. その他</span> </div>	
備 考	<small>※合併・営業譲渡等の場合は、詳細を記載してください。(例 株式会社AとB株式会社が合併し、株式会社Cとなる。存続会社はA。など)</small>	

※ 名称には、誤読をさけるために必ずフリガナを付けてください。

## 特別徴収切替届出（依頼）書

(あて先)  さぬき市長殿  年 月 日  提出	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号		連 絡 先	所属		
		住所(居所) 又は 所在地	郵便番号			氏名	
		フリガナ					
		氏名 又は名称				電話	
		法人番号					

下記のものについて 月分 より特別徴収を希望します。

※普通徴収の納期限が過ぎているものは、特別徴収への変更はできません

給 与 所 得 者	現住所					普 通 徴 収	年 税 額	円
	フリガナ						納付済期	期分まで納付済
	氏 名						納付済額	円
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	受給者番号		納税通知書番号

備 考	
-----	--

市町村記入欄	
--------	--

